

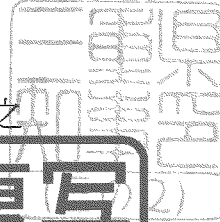
産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 三重県桑名市蓮花寺 1 6 3 5 番地 5  
氏 名 株式会社ケー・イー・シー  
代表取締役 三浦 眞世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



禁複写

許可の年月日 令和 2 年 12 月 20 日

許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 19 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

焼却：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 6 種類

脱水：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、動植物性残さ（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 3 種類

中和：廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類

油水分離：廃油（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 1 種類

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず（ガラスくず等と一体のものに限る。）、ガラスくず等（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに記載

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年 2月 9日	新規許可
平成元年11月20日	更新許可
平成 2年11月 1日	変更許可
平成 3年 2月19日	変更許可
平成 4年 6月10日	変更許可
平成 4年10月27日	変更許可
平成 8年 9月19日	変更許可
平成 9年 6月10日	更新許可
平成14年 4月 1日	最終処分業の廃止届
平成14年 6月10日	更新許可
平成19年 6月10日	更新許可
平成23年 9月22日	変更許可
平成24年 6月10日	更新許可
平成25年12月20日	更新許可及び優良認定
令和 4年 7月12日	代表者の変更届による書換

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面)

施設の 種類	設置場所	設置 年月日	処理能力	許可 年月日	許可番号
焼却施設	桑名市大字福岡町 473-6,473-7,476	H12.9.14	廃油:29.6m <sup>3</sup> /日(24h) 汚泥 58.56 m <sup>3</sup> /日(24h) 廃プラスチック類:31.2t/日(24h) 廃酸、廃アルカリ:32.16 m <sup>3</sup> /日 (24h) 動植物性残さ:58.56m <sup>3</sup> /日(24h)	H11.3.30	北生環桑 第 46-6 号
中和施設		H13.7.12	廃酸、廃アルカリ:174 m <sup>3</sup> /日(24h)	H13.4.19	北生環桑 12 第 46 号
油水分離 施設		H4.2.1	廃油:20 m <sup>3</sup> /日(24h)	H9.12.18 (変更)	桑保 第 350-24 号 (変更)
脱水施設		H2.11.1	汚泥、廃油、動植物性残さ: 168 m <sup>3</sup> /日(24h)	H9.12.18 (変更)	桑保 第 350-20 号 (変更)
脱水施設		H13.7.12	汚泥:100 m <sup>3</sup> /日(24h)	H13.4.19	北生環桑 12 第 46-2 号
破碎施設		H23.8.30	廃プラスチック類:1.28t/日(8h) 木くず:0.56t/日(8h) 金属くず:0.72t/日(8h) ガラスくず等:3.36t/日(8h) がれき類:4.80t/日(8h)	—	—